

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

函館市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

北海道函館市長

## 公表日

令和7年4月16日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法等およびこれらの法律に基づく条例に基づき、軽自動車税の賦課に関する事務として次の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・軽自動車税に係る各種申告書に基づく軽自動車税の税額の決定に関する事務</li><li>・納税者に対する納税通知書等の送付に関する事務</li><li>・軽自動車税に係る各種税務調査に関する事務</li><li>・減免申請書等の受理および決定または不決定に関する事務</li><li>・課税に係る統計資料等の作成に関する事務</li></ul> <p>特定個人情報ファイルについては、上記事務のほか、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国および他地方自治体の税担当部局等からの照会に対する回答に関する事務</li></ul>
③システムの名称	軽自動車税システム 軽自動車税イメージファーリングシステム 税収納システム 団体内統合利用番号連携システム 中間サーバシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税賦課ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ] &lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ul>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部税務室
②所属長の役職名	市民税担当課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部文書法制課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3649
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財務部税務室(市民税担当) 函館市東雲町4番13号 0138-21-3207
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し例えれば次のような対策を講じている。 ・マイナンバーが記載された書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・特定個人情報を取り扱う端末機では、USB等の外部記憶媒体の使用を禁止している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 9. 監査

### 実施の有無

[ ○ ] 自己点検

[ ○ ] 内部監査

[      ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

### 従業者に対する教育・啓発

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--

### 当該対策は十分か【再掲】

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

### 判断の根拠

システムのアクセス権限は生体認証とパスワードによる認証を必要としている。アクセス可能な職員は隨時更新とともに、アクセス権限を最小限の範囲に限定している。また、定期的に不正なアクセスがないことをアクセスログにより確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月29日	I－4－②	(情報提供の根拠)番号法第19条第12号	【情報提供の根拠】なし	事後	
平成29年8月29日	I－5－②	参事 佐藤 隆	市民税担当課長 佐藤 隆	事後	
平成29年8月29日	II－1－何時の時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成29年8月29日	II－2－何時の時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成30年8月29日	II－1－何時の時点の計数か	平成29年5月31日 時点	平成30年6月30日 時点	事後	
平成30年8月29日	II－2－何時の時点の計数か	平成29年5月31日 時点	平成30年6月30日 時点	事後	
令和1年6月26日	I－5－②	市民税担当課長 佐藤 隆	市民税担当課長	事後	様式変更による
令和1年6月26日	II－1－何時の時点の計数か	平成30年6月30日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	
令和1年6月26日	II－2－何時の時点の計数か	平成30年6月30日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	(項目なし)	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更による
令和2年6月18日	II－1－何時の時点の計数か	平成31年4月26日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	
令和2年6月18日	II－2－何時の時点の計数か	平成31年4月26日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	
令和3年6月18日	I－3	番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	削除	事後	
令和3年6月18日	I－4－②	番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第20条第6号	削除	事後	
令和3年6月18日	II－1－何時の時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	
令和3年6月18日	II－2－何時の時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	
令和3年6月18日	IV－5－不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は+	十分である	提供・移転しない	事後	
令和4年6月17日	II－1－何時の時点の計数か	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和4年6月17日	II－2－何時の時点の計数か	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和5年6月16日	II－1－何時の時点の計数か	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	
令和5年6月16日	II－2－何時の時点の計数か	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	
令和6年7月2日	II－1－何時の時点の計数か	令和5年4月30日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月2日	II-2-何時の時点の計数か	令和5年4月30日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	
令和7年4月16日	I-3	番号法第9条第1項 別表第1 16の項	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	法令改正に伴う変更
令和7年4月16日	I-4-②	[情報照会の根拠] 番号法別表第2 27の項	[情報照会の根拠] 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	法令改正に伴う変更
令和7年4月16日	IV-8	(項目なし)	<p>十分である</p> <p>特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーが記載された書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li> <li>・特定個人情報を取り扱う端末機では、USB等の外部記憶媒体の使用を禁止している。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和7年4月16日	IV-11	(項目なし)	<p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>十分である</p> <p>システムのアクセス権限は生体認証とパスワードによる認証を必要としている。アクセス可能な職員は隨時更新するとともに、アクセス権限を最小限の範囲に限定している。また、定期的に不正なアクセスがないことをアクセスログにより確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	評価書の見直しに伴う変更